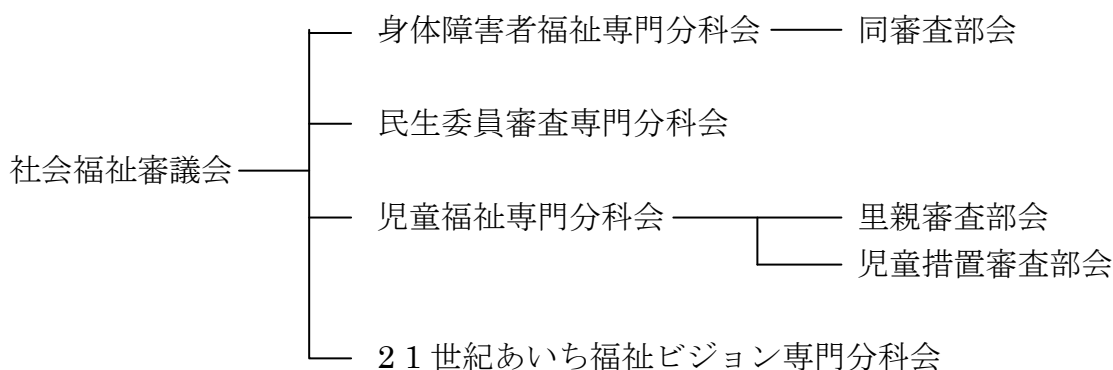


平成21年度における専門分科会・審査部会の審議状況について

1 愛知県社会福祉審議会の組織



(1) 身体障害者福祉専門分科会及び審査部会

① 設置根拠

専門分科会：社会福祉法第11条第1項（法に基づく義務設置）

審査部会：社会福祉法施行令第3条第1項（政令に基づく義務設置）

② 設置目的（内容）

身体障害者の福祉に関する事項を調査審議する。

審査部会においては、身体障害者福祉法第15条及び同法施行令第3条の規定に基づく医師の指定審査、並びに、同法施行令第5条の規定に基づく身体障害者の障害程度の審査等を行う。

③ 平成21年度における開催状況

専門分科会 諮問事項等がなかったため開催されていない。

審査部会 5回開催（第6回目会議を3月17日開催予定）

④ 臨時委員の変更

・平成21年7月15日

植田 広海 氏 → 柘植 勇人 氏（名古屋第一赤十字病院耳鼻咽喉科部長）

・平成21年12月17日

（新任）吉岡 健太郎 氏（藤田保健衛生大学肝胆膵内科教授）

※ 平成22年4月から、新たに肝臓機能障害が身体障害者福祉法に定める身体上の障害の範囲に加わることにより、肝臓機能障害に関する医師の指定審査や障害程度の審査等を行う必要があるため

(2) 民生委員審査専門分科会**① 設置根拠**

社会福祉法第11条第1項（法に基づく義務設置）

② 設置目的（内容）

民生委員法第5条第2項及び第11条第2項の規定に基づき、民生委員の委解嘱の適否について調査審議する。

③ 平成21年度における開催状況

1回開催

(3) 児童福祉専門分科会及び審査部会（里親審査部会及び児童措置審査部会）**① 設置根拠**

専門分科会：社会福祉法第12条第1項及び第2項（法に基づく任意設置）

審査部会：愛知県社会福祉審議会規程第3条第2項（義務設置）

② 設置目的（内容）

児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項を調査審議する。

里親審査部会においては、児童福祉法施行令第29条の規定に基づき、里親の認定審査を行う。

児童措置審査部会においては、児童福祉法施行令第32条の規定に基づき、要保護児童の処遇について調査審議する。

③ 平成21年度における開催状況

専門分科会 諮問事項等がなかったため開催されていない。

里親審査部会 2回開催

児童措置審査部会 4回開催（第5回目会議を3月19日開催予定）

(4) 21世紀あいち福祉ビジョン専門分科会**① 設置根拠**

社会福祉法第11条第2項（任意設置）

愛知県社会福祉審議会規程第3条第1項

② 設置目的（内容）

21世紀初頭における本県福祉の進むべき方向を明らかにした「21世紀あいち福祉ビジョン」の目標達成に向けてのフォーアアップを行うとともに、新たな課題について調査審議する。

③ 平成21年度における開催状況

1回開催